



議会だより

第十三号

平成7年8月10日

発行／岡垣町議会 編集／議会広報委員会

〒811-42福岡県遠賀郡岡垣町大字野間697-1 TEL(093)282-1211 FAX(093)283-3027



もくじ

定例会の概要..... 2～3

一般質問..... 4～6

委員会だより..... 7

シリーズほか..... 8

平成7年第二回定例会

第二回定例会は、6月13日から28日まで開催され、

町長から国際交流事業の実施、及び行政改革推進委員会設置等に伴う一般会計予算の補正や、国民健康保険税の限度額引き上げなど、十議案の提案と二件の報告が、議員から請願にともなう意見書が一件提案され、可決十一件という結果になりました。

岡垣町土地開発公社役員
の任命について
（可決）

岡垣町国民健康保険税条例
の一部を改正する条例
（賛成多数可決）

議員の退職により欠員が生じたので、新たに議員から、山田隆一、下川路勲、竹内和男、松本国夫の四名が選任されました。

地方税法の一部改正にともなう条例の改正です。この改正によって、保険税の限度額が二万円引き上げられました。

岡垣町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
（可決）

頻繁に発生する災害における消防団員の、災害補償制度の充実をはかるための条例改正です。この改正によって、消防団員が殉職又は障害者になった場合に支給される賞給金が二〇割、退職報償金が平均一・五割、それぞれ引き上げられました。

（可決）

岡垣町固定資産評価審査委員会委員の選任について
（可決）

平成7年度岡垣町一般会計補正予算（第一号）
（賛成多数可決）

前年度の療養費等に充てる国庫補助金が不足し、繰上充用が生じたための補正です。
（可決）



原 博さん

原 博さんが、平成7年7月1日から三年間、再任されました。



岡垣町消防団

これにより、歳入歳出とも二千二百八十三万千円が増額され、予算総額は七十九億四千二百八十三万千円となりました。

これにより、歳入歳出とも千四百五十六千円が増額され、予算総額は二十七億二千八十六万四千円となりました。



成人検診風景





町道に認定された旧3号線の鍋田交差点付近

岡垣町道路線の認定について

(可決)

国道三号バイパス開通にともなう、町道への移管です。

これにより、鍋田交差点から小局入口付近を除く、旧国道三号線の総延長千四百八十メートルが町道になりました。

公共下水道管渠工事に関する調停申立て等について

(可決)

下水道工事にもなう、調停の申し立てです。

これによって、野間二区内の私道に、工事を行うための承諾を求める調停申し立てが行われます。

吉木第二汚水幹線管渠築造工事請負契約について

(可決)

現在、下水道処理の普及率は五十二・九割です。

この工事は、野間区、高塚区及び吉木区の一部の下水処理ができるようにするための幹線工事です。

平成6年度岡垣町一般会計繰越明許費繰越計算書

前回定例会で可決した平成6年度一般会計補正予算の中で、7年度まで支出することが認められた農業関係事業費などの繰越明許費について、法律の定めるところにより繰越計算書の報告が行われました。

平成6年度岡垣町土地開発公社決算報告について

平成6年度の土地開発公社の成果を示したものです。事業実績の中で、土地取得に関しては、福祉の里及び街路赤井手源十郎線事業用地の取得を予定していたが、取得が困難であったため、当初計画を下回ったこと、土地売却に関しては、糠塚の工業団地の残地の売却ができなかったため計画目標を達成できなかったことなど、今後の対策とともに報告されました。

請願・陳情

本定例会に提出された請願は二件、陳情は二件で、合わせて四件の審査を行い、採択三件、趣旨採択一件という結果になりました。

採択された請願にともなう意見書も可決となり、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に対し送付しました。

南山田区内及び区周辺の道路溝蓋設置の陳情について (趣旨採択)



南山田区内道路



新体制による初の定例会採決風景

公立学校事務職員・同栄養職員給与費の国庫負担制度堅持に関する請願 (採択)

道路整備に関する陳情 (採択) <野間二区内の私道関係>

総合グラウンド内テニスコートの改造の請願 (採択)

公立学校事務職員・同栄養職員給与費の義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書 (可決)

一般質問

竹内 和男 議員

防災計画は進んでいるか

質問

阪神大震災に関して前回質問した類似町視察の件、野間高架橋の安全度の件、芦屋航空自衛隊との防災協定見直しの件について、町長が表明したり確約したことについて、今までにどのような協議、検討などがなされたのかたずねる。

答弁 類似町である北淡町の受け入れ体制の問題もあり、まだ実施していない。今後受け入れ先と早急に協議の上、担当職員を派遣したい。

野間高架橋については、建設省に確認して、福岡県においては震度五程度を想定したものとなっている。また、災害派遣については自衛隊法八十三条によって震度五以上の場合に自主派遣するよう検討されている

が、郡内各町の協定が火災のみの規定であるので、相談しながら善処したい。

質問 海老津台団地内のガスの交換が行われているが、宅地内については交換されないで、将来、地震によるガス漏れが発生し、火災がおこる恐れもあるが、この点について町としてどう認識しているのか。

答弁 当該団地及び周辺の土地は酸性が強く、公共事業を行う場合には注意しつつ工事をしている。

ガス事業については町は関与していないが、火災事故防止の観点から、事業者との話し合

い等に必要な場合は町として住民の後押しは考えたい。

私道の整備について

質問

野間二区内の私道に関して、町としてどの様な対応を考えているのか。

答弁 当該道路は、幅員五・一メートル、延長百七十メートル、非常に公共性が高い道路で、造成完了から二十年も経過しているうえ、下水道管事業も予定しているため、この機会に地権者との問題の解決に努力したい。

質問 黒山小学校（仮称）予定地は、スポーツグラウンドとして整備されるが、学校予定地となった経緯は。

答弁 松ヶ台地区の住宅団地開発にともない、松ヶ台地区と海老津台地区の児童のための、小学校予定地とした。

質問

小学校を開設するための要件はなにか。

答弁 新設の小学校は、十二学級以上の児童数が必要である。

海老津台地区、松ヶ台地区の他に、元松原区、西黒山区の児童を予定しているが、現在定数に達していない。今後は、むしろ減少していく傾向にある。

質問 岡垣町の総合計画では、人口想定を平成7年で、三万四千百人としているが、現実には五千人少ない。

これにより、歳入にいくらの影響があるか。

答弁 条件により同一では

ないが新築転入の場合で、一戸当たり四十万円の歳入を見込んでおり、かなりの歳入減となる。

質問 住民の高齢化が進むなかで、小学生の子供を持つ二十代、三十代の住民の増加は、町の大きな力になるが。

答弁 若い世代の定住は必要である。

松ヶ台、海老津ニュータウンなど、団地が造成されるので、増加を期待している。現状では、児童数が基準に達していないので、小学校の開設は困難である。

質問 現在の学校区割りは、学校までの距離によって、行政区が割り当てられているが、問題はないか。

答弁 旭東区は、山田小学校の方が近いが、海老津小学校に通っている。松ヶ台団地は、その旭東

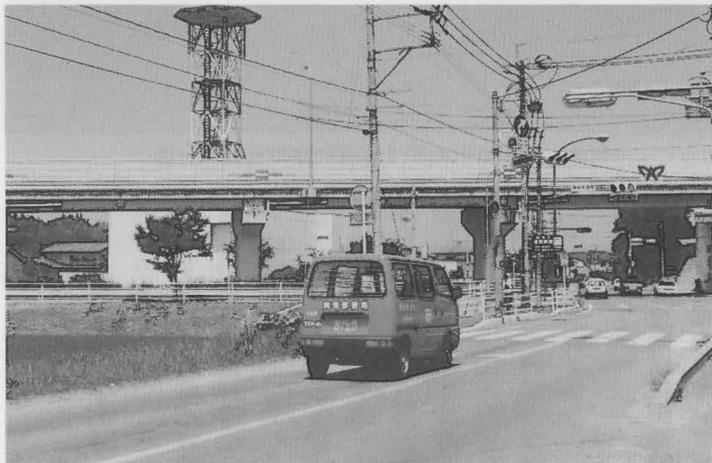
区を通り山田小学校に通っている。

これは海老津小学校開設時に海老津台団地を割り当てているため、松ヶ台も海老津小学校に割り当てると、老津小学校に割り当てると、学校の教室等の関係で無理だという判断に基づき、山田小学校に決定した。

黒山小学校（仮称）の開設の動向もあるが、現時点での変更は考えていない。

黒山小学校（仮称）の開設の動向もあるが、現時点での変更は考えていない。

黒山小学校（仮称）の開設の動向もあるが、現時点での変更は考えていない。



野間高架橋



黒山小学校（仮称）予定地（本年度にスポーツグラウンドとして整備されます）



都市公園

竹井 信正 議員

住みよい生活環境は整備されているか

質問 昭和40年代に開発された団地の住環境、生活道路、公園、緑地は不十分であり、これらに対する整備状況をたずねる。
答弁 開発された団地は、二十三行政区あり、道路の舗装、排水の改良等は、第三次総合計画により実施し

てきたところだが、未整備地区については、緊急のものから年次計画により実施したい。

質問 より良い住環境を形成するための公園、緑地の整備についてたずねる。
答弁 古い団地の公園の整備については、新設一か所、維持補修が二か所である。

今後の全体計画は、銭高組の宅地開発にもなつて、公園を五か所、緑道を一か所新設する予定である。

近隣公園は二か所予定している。

緑地については、道路、公園の一部を緑化し整備してきたが、今後もこれらのオープンスペースの緑化を年次計画で進めたい。

また、都市計画の見直しや、第三次総合計画後期計画の中で調整をはかる予定である。

質問 生活道路の整備状況についてたずねる。

答弁 団地内道路の内、蓋をしても基準に満たない、幅員四メートル未満の道路が、五行政区に点在し、概数で七ヶ所にもなり、また、蓋のついていない所は八十九軒になる。

一方、造成団地のある二十三区で見ると、側溝延長が九十三メートルあり、その内、蓋なしが七十三メートルにもなる。

これらの整備については、年次計画で実施しているところであるが、今後町の大型事業も計画されているので、予算の調整をはかりながら、緊急性の高いところから地元区と調整しながら

事業を進めたい。

細川 光利 議員

生活道路の整備計画をたずねる

質問 都市計画法適用以前の団地造成箇所と同団地内の道路及び側溝の状況について。

答弁 同団地は五行政区に四ヶ所未満の道路があり、消防車が入らないところ、交通事故多発地帯は、最重要

的な課題と考えているので、第三次総合計画後期計画の中で、考えていきたい。

質問 生活道路は最も基本的な社会基盤である。住民の生活上の利便性、機能性の向上をはかるべきであり、年次計画に基づき実施すべきだと思いが。

答弁 執行部で検討して、来年度からある程度の予算を付けて実施を考えたい。実施箇所については十分検討したい。

保健センターの建設の考えはあるか

質問 保健センター建設及び保健婦活動の目的と役割についてたずねる。

答弁 厚生省より、市町村保健センター整備について要綱が示され、これに基づき、地域住民に密着した保健相談、健康教育、健康審査等保健サービスを行っている。また、「福祉の里」を建設し、その中に保健サービス部門を併設する。

質問 福祉の里に併設される保健センターは、現在の保健活動及び将来を見渡して、拠点施設として十分スペースを確保しているか。

答弁 ご指摘部分を図面で見ればスペースは確保しているが、供用開始してみないとわからないところもある。

質問 今からでも十分検討して、実施計画に取り入れられるものはやるべきだと思いが。

答弁 設計はほとんど出来ているが、設計変更の可能性も考えられるので、内部で検討したいと思う。



保健婦の仕事ぶり

平山 弘 議員

政治倫理条例の制定の
考えは

質問 国政でも地方政治でも贈賄など政治腐敗が後を断たない。

町民の付託による町政において、町民の信頼を裏切ってはならない。

政治倫理条例を制定する考えはあるか。

答弁 現在は考えていない。九月議会で提案する予定

の、町長の資産公開条例で十分機能を果たすと考える。

質問 九大の斎藤文男教授

は、資産公開条例をザル法同然と指摘しており、厳しく律しなければならぬと思う。

ベンチの設置について

質問 高齢者等町民のふれあいと休息に供するため、生活道路にベンチの設置を求めらる。

答弁 現在、歩道と隣接して二か所設置している。

歩道にスペースがある路線で、高齢者を含めて広く町民に利用が予測される所は、考慮したい。

いじめ問題の現状は

質問 いじめが原因で子供

の自殺が続いている。

岡垣町のいじめの実態と克服の取り組みについてたずねる。

答弁 実態調査の結果は、

三分の一がいじめを受けたことがあり、その内三分の一がいじめを我慢している。また、半数近くがいじめを傍観している。

子供と先生の生活ノート交換や、相談箱を設置、月一回のアンケート調査など、いじめのサインを見逃さないようにしている。

質問 先生が忙しすぎる原因として、新学習指導要領や管理体制の問題があるのではないか。

答弁 学校現場は忙しいが、子供の健全育成に努力するのが教師の責務である。

質問 競争社会、成績主義、新学習指導要領、新学力観の下で、子供たちに不安やストレスがたまっている。差別・選別の教育制度を改め、憲法と教育基本法に立ち戻り、一人ひとりの子供を大事にする、人間を大事にする教育を要望する。

久保田 秀昭 議員

監査基準の制定は
まだか

質問 去年の九月議会で監査委員に監査基準をつくることを求めた。

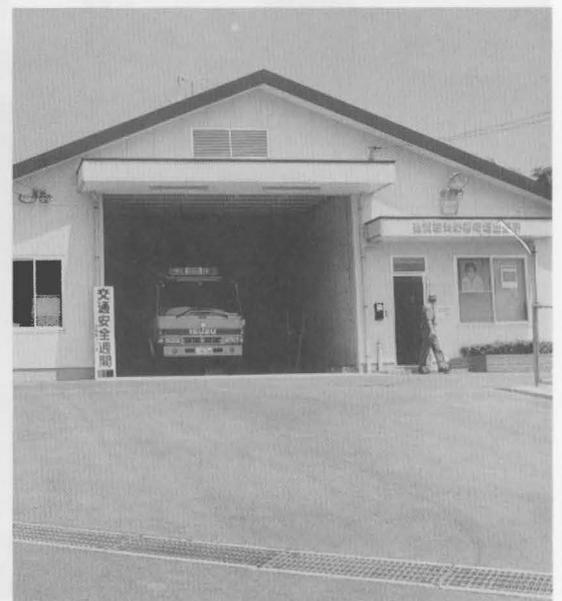
この目的は、公正で効率的な行財政を確立するためであり、監査の社会的信頼性を高めるものである。

今まで監査基準がなく、監査委員の裁量にまかされるが多く、必ずしも議会並びに住民から監査に対する、信頼を得られる状況ではなかったのではないかと思う。監査基準はなるべく早い時期につくると言う

答弁 監査委員において検討が開始され、今年5月の初議会で議員選出の監査委員が選任されたのち、二名の監査委員で協議がなされ、「岡垣町監査基準規程」を6月9日に公布した。

救急車の増配備は

質問 今回の町議会議員選



遠賀郡消防署岡垣出張所

挙で大きな公約の一つとして、遠賀郡消防署岡垣出張所に救急車を一日も早く配備するために頑張ることを訴えた。

このことは町民の命を守ることであり、地方自治体の責務でもある。

岡垣町が広域行政組合に救急車を一日も早く配備するように、一層の努力を求めらる。

答弁 設置基準は、人口五万人に一台ということになっており、管内は二台で基準をすでに満たしている。現在、三台配備しているなかで、もう一台増車は難しい状況である。

また予算は、車庫改造費、救急車一台千七百万円、人件費が五名の二交替で毎年五千万円必要など、財政負担問題等で、各町理事の理解がなかなか得られない状況にあるが、緊急時により迅速に対応できるよう、機会があるごとに要望していきたい。

質問 救急車の配備の必要性及び、広域に要望書を出す考えはあるのか

答弁 必要性は十分認識している。

機会あるごとに、一生懸命アタックしていきたい。要望書については、十分検討させてほしい。

質問 今回の町議会議員選

救急車の増配備は

質問 今回の町議会議員選

委員会だより

総務常任委員会

6月定例会の会期中に、総務常任委員会に付託された案件は、四件でした。

①消防賞じゅつ金条例を一部改正する条例

②非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

③公共下水道管渠工事に關する調停申立て等について

④平成7年度町一般会計補正予算

①から③まで全会一致で可決し、④のみ賛成多数で可決し、本会議にて同様に可決しました。

④の補正予算では、国際交流企画費や行政改革推進での白熱した論議がありました。

特に、③の公共下水道管渠工事に関する調停等については、野間二区内の私有地道路内に、公共下水道を設置することについて、所有者の同意を求める調停等を行うものであり、長年の懸案を本件調停等により、



韓国との国際交流物産展

地域住民の立場にたつて、出きるかぎり早期に解決をはかるうとするものです。今後、本件は他の道路問題の解決にむけての指標になると考えます。

文教厚生常任委員会

6月16日に開催された当委員会で、条例の改正が一件と、請願二件について審査しました。

まず、国民健康保険税の改正で限度額を二万円引き上げることについて、慎重に審査した結果、賛成多数で可決しました。

次に総合グラウンド内テナスコートの土が雨で流されるので、オムニコート（人口芝）に張り替えて欲しい、またAコート北側が狭いので改造して欲しいとの請願



総合グラウンド内テナスコート

がありましたので、現地調査等を行い、採択しました。

また、公立学校事務職員・同業養職員給与費の国庫負担制度堅持に関する請願については、昨年度この請願を採択し、国に堅持するよう意見書を提出した経緯があります。8年度の予算にて適用除外の検討が行われる懸念があるので、再度国に意見書を提出するため、採択しました。今回は三件でしたが、今後も現地調査等、審査を慎重に行い、住民の負託に答えて行きたいと、考えています。

経済建設常任委員会

6月14日に開催され、当委員会に付託された案件の町道路線認定は、山田峠鍋田線、上畑海老津線二路線の総延長千四百八十メートルです。

建設省や県が地元隣接区の住民要望に十分対処されているのか等を調査しました。

陳情の二件は道路整備に關する陳情です。

(一) 野間二区内の私有地道路は生活道路としてかかせないだけに、地権者との理解を得るなかで、早くに解決するよう、陳情

の趣旨を理解し採択しました。

(二) 南山田区周辺の道路溝蓋設置の陳情ですが、都市計画法適用以前に造成された団地だけに、南山田区の問題ではなく、町全体に係る重要な課題であり、公平性の確保が肝要です。

これを全部解決するには、膨大な経費を要し、短期間では解決は出来ません。

したがって、陳情の基本的考え方である、悪条件下の古い団地の生活道路を整備してほしいという趣旨は十分理解でき、その必要性を認め趣旨採択としました。



野間二区の道路

控室

人権問題を考える

7月は同和問題啓発強調月間で、その初日にサンリーアイで人権問題講演会が行われました。

講師は、長野県の嘱託をされている中山英一さんで、同和問題の正しい認識や差別を受けた体験を通して築き上げられた、基本的人権に対する信念を、情熱的に話されました。

同和問題に限らず、人権

問題の講演会がいろいろありますが、その都度思うことは参加者が少ない、そして二十〜三十分で退席される方が大変多いと言うことです。

「自分は人を差別したことがない。」
「自分には人権がない。」
「自分には人権がある。」
「自分には人権がない。」
「自分には人権がある。」

講演会等に積極的に参加し、もう一度人権について

一度人権について

人権問題講演会



議会事務局の一日

議会事務局は次の三人の職員で業務を行っています。

事務局長 竹井克彦(五十三歳)
事務係長 石田 親(四十四歳)
書記 村上純子(三十六歳)

事務局は、おはようございますのあいさつで一日が始まります。

事務の内容は、議長を中心に町民のみなさんと議会及び執行部(役場の各課)と議会のパイプ役として、庶務、議事、調査関係の仕事をしています。

特に議会開会中は、議会

運営の補佐であわただしい一日です。

議会の審議の様子は、だれでも傍聴することが出来ます。

また休会中でも議場を見学されたい方は、お気軽においで下さい。

職員が案内します。



編集後記

今回の参議院議員選挙の投票率が五十割を切ったことは、大問題であり、政治不信が頂点に達していることとの現れではないかと思う。我々もこのことについての責任の一端はあると考えますが、現政局の中ではなかなか努力が実らない。

岡垣町政においては、このようなことにならないよう頑張らなければならないと思う。

議会だよりも回を重ね、最近では軌道に乗った感もあるが、5月から新しいメンバーになり、議会だよりや、町政に対する町民の声が聞きたい、そしてそれを反映させたい、という思いで広報づくりに励んでいる。皆様方のご意見ご要望をお待ちしています。《勢屋》

議会広報委員会

- 委員長 勢屋 康一
- 委員 大森 忠勝
- 委員 竹井 信正
- 委員 中村 信光
- 委員 竹内 和男

シリーズ

用語解説

「地方分権」

最近ニュース等で「地方分権」という言葉をよく耳にします。

この地方分権は、大幅に国に権力を持たせる中央集権の反対用語で、国と地方の果たすべき役割を明確にし、国民に密着している県や市町村に、

国の多くの権限を委譲しようとするものです。

この問題については、これまでいろいろな議論されてきましたが、国の強い抵抗や小規模町村の対応能力等の問題で、かけ声倒れに終わっていました。

しかし最近になって、市町村の体制づくりのための広域連合制度が創設されるとともに、合併を容易にするため、市町村合併特例法

が大幅に改正されるなど、権限が委譲される側の市町村の体制づくりのための法整備が進みました。

そして本年5月の国会で「地方分権推進法」が成立し7月から施行されました。

この法律は、①目的・理念、②推進の基本方針、③推進計画の策定、④地方分権推進委員会の設置、⑤五年間の期限付き(五年間で目的を達成させるため)の

五つの柱から成っています。

この法律では、地方分権推進のための具体的な内容には触れず、総理府に設置された推進委員会に指針を

求め、それを受けて国が推進計画を立て、更にこれの実施に当たっては、推進委員会が監視するようになっており、真に地方のための分権になるか否かは今後にかかっています。

従ってこれからは、推進

委員会が示す推進計画の指針がどのようになるかが重要であり、地方の意見が反映されなければ意味がありません。

この委員会の委員は七名で、委員の中には桑原福岡市長や地方自治経験者も含まれており、国の言いなりにならないですむ、真の地方自治確立のために頑張って欲しいものです。